

アジア太平洋地域の行動様式からみる FTAAPの可能性

椛島洋美

1 はじめに

2006年11月、ベトナムのハノイで行われたAPEC経済閣僚会議では、アジア太平洋自由貿易構想（FTAAP：Free Trade Area of the Asia-Pacific）が焦点の1つになった。外務省によると、貿易の自由化を推進するAPECの方針に沿ってハノイ会議では「ドーハ開発アジェンダ交渉の成功裡の終結を最優先」としつつ、FTAAPを「長期的な目標とすることについて、多くのエコノミーから支持」を得た¹⁾。そしてFTAAPの実現に向けて地域経済統合を促進する手段と方法についてさらに研究を重ね2007年に豪州で行われるAPEC非公式首脳会議に報告することで合意が形成された²⁾。しかし従来、アジア太平洋地域は全般的に自由化に賛意を表明しながらも体系化された自由貿易協定を導入することには消極的だったはずだ。域外との隔たりを作ったり国家主権を脅かしたりする可能性が少なからずある自由貿易協定を導入することに、アジアの多くの国は難色を示してきた。はたしてFTAAP構想には実現可能性はあるのか。またFTAAPが日の目を見るにはどのようなことに留意する必要があるのか。本稿では、国際関係の行動様式モデルからアジア太平洋地域の多国間経済連携

の有り様を概観することをとおし、FTAAPの可能性について検討する。論文では、まず国際的な集団行動を捕捉するために本稿を分析するためのモデルを提示してASEANでの行動様式がAPECに引き継がれアジア太平洋の地域秩序を維持してきたことを確認する。その後、FTAAPに類似した構造を持つ新太平洋共同体構想が結果的に失敗に終わった原因を行動様式モデルから追究し、同様の状況がFTAAPにおいても発生していることを指摘する。

もちろん新太平洋共同体が提案されたときに比べると、アジア太平洋諸国は経済危機を経験し、スワップ協定や経済連携協定にも積極的になってきているので、新太平洋共同体構想の経験をそのまま類推適用するのはいささか無理に見えるかもしれない。が、新太平洋共同体構想の経験と結果からFTAAPの可能性を判断することが有効だと考えるのには理由がある。類似している点で注目すべきなのは、構想内容ではなくアクター間関係や行動パターンである。アジア太平洋地域に多数のFTAが誕生し、以前ほど地域的枠組みを創出したり発展させたりすることに抵抗感はなくなっているとしても、APECでの各メンバーの所作やメンバー間の距離の取り方に変化を発見することはできない。むしろAPEC内でのメンバー間関係やAPECとしての集団行為を観察して、新太平洋共同体構想が打ち上げられた当時とほとんど変わっていないからこそ、FTAAPの可能性を類推できると言える³⁾。

2 行動様式モデル

国際的な協調行動の形は1つではない。大局的には利害が一致する集団での協調行動のスタイルを測るには、どのような物さしを使うべきなのか。

政治学者リンドバークが国家間の集団的意思決定システムについて発表した研究は、国家間の協調行動の多次元性とそれらの多様な組み合わせを自覚して包括的な分析パラダイムを提示しようとする、それまでにない試みであり、それは国際統合を含む国際的協調行動に関する従来の研究が部分的にしか取り扱

ってこなかった集団行動の特性を総合的に照射する意義を持った。本稿では、このリンドバーグの理論をヒントにFTAAPに接近する分析パラダイムを用意しよう。

リンドバーグは、国家政府が地域的枠組みに統合されていく過程では国家の専権領域が低減していくという命題を導き出し、段階的に分類して、国家によって形成される集団内での国家の行動様態を理論化した。それは国際的な協調行動が、情報交換と情報収集に基づいた共通の問題認識を持つ段階から、意思決定、実行と段階的に進んでいくにつれて、次第に国家の主権領域を狭める様子を示唆するものである。集団としての行動が、問題認識→意思決定→実行へと段階的に進むにしたがい、国家の有する裁量が減少していくというリンドバーグの議論は明快であり、国際空間での協調行動と国家の専権領域との関係についての指標を提示した点で評価されよう。しかし国家の裁量という点からいえば、国際的な協調行動としての合意や実行には様々な形態があり、詳細な分類を行ったリンドバーグの議論でもってしても十分な整理、分析ができない。特にアジア太平洋地域は他の地域に比べて国家主権に対する志向性の高い国が多く存在することから、国家の裁量範囲や国際的負荷によって異なる合意や実行の形を整理できる視角が必要になる。

(1) 合意の方法

国際社会での合意においては、表決をとらない方法と表決をとる方法がある。表決をとらない方法は、いわゆるコンセンサス方式とされるもので、その協議に参加するすべてのメンバーが合意するまで議論がつづけられる。このコンセンサス方式は往々にして穏やかな話し合いの場であると想定されているが、相互の妥協点を見つけて合意にいたるまでの過程では、激しく交渉、協議が行われる可能性もある。メンバーに白黒をはっきりつけさせる表決に比べて、メンバー間に決定的な亀裂が生じるのを避ける方法であるにすぎない。

一方、表決をとる形としては、大まかに分けて全会一致の方法と多数決の方

法とがある。全会一致の方法は、表決を実施してすべてのメンバーが同じ答えを支持したときにはじめてその集団の総意ができあがるとされる。しかし、表決を行ってわずかでもメンバーが否の意思を投げれば、そこでの集団決定は成立しない。多数決による方法は、多数の意味や加重方法によって設定が異なるが、基本的にはメンバーの半数以上の合意をもって集団の意思決定が成立する。そして多数決による決定においては、少数派になったものは結果として多数派の合意事項を受け入れることを求められることになる。

国際関係のアリーナで多国間による決定を行う場合には、このように様々な合意の方法があり、各会合や国際的枠組みの性格と構造によってあらかじめ合意の方法は選択され、それに基づき集団での合意が行われている。(図1)

図1 行動様式モデルⅠ－合意方法

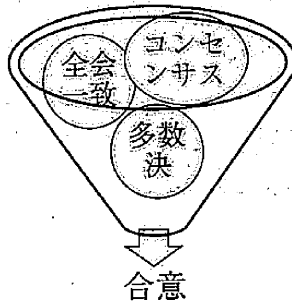
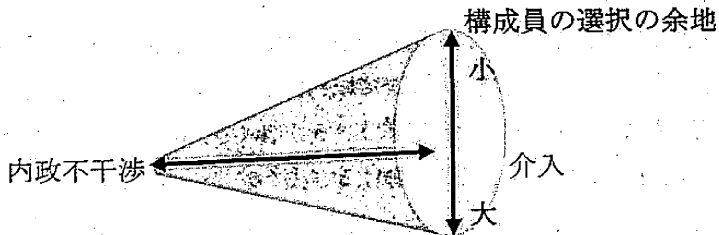


図2 行動様式モデルⅡ－実行への国際関与



(2) 実行への国際関与

次に、国家の行動に対する国際社会からの関与について考えてみよう。合意に基づく協調行動であっても、主権国家の内政事項に関しては介入してはならないというのが国際法の原則である。しかしながら現実には、国際社会が内政事項に介入していると見られるケースは少なからず存在する。国家が協調行動を進めていく過程での国際的関与について模式化すれば、原則としての内政不干渉と極端な内政介入を両極とする直線を導き出すことができ、各種のケースはその直線のどこかに位置づけられよう。また介入といってもその内容については様々であり、強制度の低いものから高いものまで存在する。たとえば経済的な協調行動に関しては、単に他国の経済政策に関して意見を表明するものから、経済援助をとおしてその国の内政に影響を与えるケース、さらには貿易における数量規制を強要するケースにいたるまで、強制力にも幅がある。国際的な強制力が強い介入ならば被介入国の選択の余地は小さく、国際的な強制力が弱い介入ならば被介入国の選択の余地は大きくなる⁹⁾。(図2)たとえば、ある国家政府が他国の市場開放の拡大を求める内容の声明を出す場合は介入の度合いが弱く当事国の選択の余地は大きい、経済援助に際して民主化や財政状況改善を求める場合はより介入の度合いが大きく被介入国の選択の余地は小さいものとなる。

それでは次節からは、これら2つのモデルを使ってアジア太平洋地域の多国間地域連携での行動様式の変化について見ていくことにしよう。

3 ASEANの行動様式

(1) ASEANの展開

ASEANは、そもそもASEAN設立宣言が第一に掲げているような、経済成長の促進自体を目的に組織されたものではなく、地域の平和維持や加盟国間の善隣友好関係確立に向けて創出されたものだった¹⁰⁾。1967年、東南アジアで政変

ヤサバ領有権問題の処理など地域紛争が続いていた最中、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイの5カ国がASEANという地域協力の枠組みをスタートさせたのは、政治的不安定さが各国を駆り立てたからであると言われる。ただし、これら5カ国は反共国家であるものの、政治的不安定さに対する共通の思いがあったというわけではなかった⁷⁷⁾。たとえば、タイはベトナム戦争によってインドシナに広がる脅威に対抗できる仲間を求めていたし、シンガポールはマレーシアからの分離独立に伴う国際的な承認を希求していた。結果として、ASEANという制度的枠組みは作られたが、さらにASEANが安全保障のための同盟や共同体に仕立てあげられることはなかった。政治的、経済的、社会的要素において多様な東南アジアで、5カ国は自国の安全と安心に腐心するかぎりでの共通の安全地帯に関わりを持つ姿勢が貫かれたからである。

またASEANは安全と安心のための地域協力を展開する中で、域外大国からの自立を求めた。もともと5カ国の中には域外大国からの植民地支配の経験や反米感情が少なからず見られ、1969年に米国が発表したグアム・ドクトリンを受けて、域外大国に距離を置く姿勢は確実になった。1977年の第2回ASEAN首脳会議では、米国に対する関係についてASEAN諸国間に温度差があることを意識しながらも、共同声明では「域外大国の干渉を排除する機会」が到来したことを唱ってASEANとしての姿勢を示した⁸⁾。また、日本や中国の政治的、経済的プレゼンスの拡大に対してもASEAN諸国の一部から警戒感が示される中、常にASEANとその加盟国の自立を第一に相対的バランスをとろうとした⁹⁾。

(2) ASEAN Way

このように自国と域内の平和と安定を維持するかぎりでの地域協力をを行い、域外大国からは自立した立場をとるというASEANの姿勢は、「ASEAN Way」と呼ばれるASEAN独自の行動様式を生み出した。ASEAN Wayという概念は、

ASEANの首脳たちが相互交流のプロセスを説明したり欧米のやり方との違いを区別したりする際に好んで使われてきており、東南アジアでの紛争、衝突を管理し、平和と安定を維持する装置としてASEAN Wayが機能していることを指摘する論考もある。が、その概念に関する説明は様々だ。政治学者のアチャヤは、ASEAN Wayが高レベルの協議と合意を特徴に持つ意思決定過程であり、多数決や法律にしたがって政策決定を行う形とは対照的であることを指摘しつつも、一定の定義が存在せず、概念がいまだ曖昧で論争の余地を残していることを示唆している¹⁰⁾。マレーシア戦略国際問題研究所会長のノルディン・ソピーはASEAN Wayを構成する13の要素（①軍事同盟の拒否、②軍事的抑止による平和の否定、③信頼醸成・善隣友好を通じた「真の平和」、④連帯・同意・調和の最大限の希求、⑤他国への思いやりと礼節、⑥コンセンサスによる合意形成、⑦相互扶助、⑧領土の一体性の尊重、⑨内政不干渉、⑩水面下の外交、⑪プラグマティズム、⑫形式より内実優先、⑬平等主義）を提示したが、それこそがASEAN Wayという概念の射程の広さを如実に物語っている¹¹⁾。ノルディン・ソピーの提示した13の要素から理解するところ、ASEAN Wayとは、仲間うちでの、ある距離感を保った調整のかたち、悪く言えば「なあなあ主義」と言えなくもない。本稿では、当座ASEAN Wayを「国家間に一定程度の距離と緊張を保った形での意思決定・行動パターンの基盤」と指定して考察を進めていこう。

それでは、行動様式の2つのモデルによるとASEAN Wayはどのように説明できるのか。まず、合意の方法についてASEANではコンセンサス方式が採用されてきた。そもそもコンセンサスによる合意は、東南アジアの農村社会で広くとられてきた手法であり¹²⁾、協議すること自体を重要視する。1人でも反対者がいるかぎりそれを切り捨てることなく話し合いは続けられ、少数者を切り捨てない手法である。ASEANでは全会議において表決がとられることはなく、根回しや非公式の交渉を駆使しながらすべてのメンバーの合意を得ることを原則としている。

一方、内政への関与についてASEANでは当初から内政不干渉の原則が採用されてきた。これはASEAN諸国の多くが第二次世界大戦後に独立して国家建設に邁進する中で、各国が国際社会の構成員として承認されると同時に、国家内部に対しては他のいかなる集団よりも圧倒的に優位な実力と正統性のある暴力装置を保持し独占していることを国際社会に主張するためのシンボルとなった¹³⁾。内政不干渉原則は、1967年8月に出されたASEAN設立宣言の前文で、「外部の干渉から東南アジアの安定と安全を守る」ことを示唆するとともに¹⁴⁾、1971年11月のASEAN平和・自由・中立地帯宣言で「内政に関する外部からの干渉は自由、独立、統一に悪影響を与えるため、大小を問わずすべての国家がそのような干渉にとらわれず存続していく権利を認識」すると明言した¹⁵⁾。さらに1976年2月の第1回ASEAN首脳会議の際に出されたASEAN協和宣言で、自決や主権平等の原則とともに「国内事項への不干渉」を確認し¹⁶⁾、東南アジア友好協力条約で「内政に関する相互不干渉」を掲げて¹⁷⁾、内政不干渉原則は域外大国だけではなくASEAN諸国間での基本原則として共有されるようになったのである。

合意方法においてはコンセンサス方式を、内政への国際的関与に関しては内政不干渉原則を採用しているASEAN Wayは、その後ASEAN内だけにとどまらずASEANよりも大きな地域的枠組みにおいても導入されてきている。そこで、ここからはAPECを例に国際関係における行動様式を見ていくことにしよう。

4 APECにおける行動形態

(1) 創出の経緯

1980年代後半、日豪政府がそれぞれに青写真として提示したアジア太平洋地域協力構想は、ホーク豪州首相が1989年2月に提唱したことを契機に勢いづき、同年11月にAPECという形で結実したが、発足までの過程は順風満帆とい

うわけではなかった¹⁰⁾。

特に、原メンバーとして想定していたASEAN諸国が、アジア太平洋という広域にわたる新秩序の構築について慎重な姿勢を当初から示したため、ASEAN諸国から参加の同意を取り付けるのに難航した。ASEANがAPECを構築することに抵抗した要因は、まず、想定メンバーとして日本と豪州以外にも米国、カナダ、ニュージーランドが含まれており、アジア太平洋に新しい地域秩序が形成されることによって、これらの先進諸国に振り回されることを懸念したことがある。さらに、インドシナ問題が一応の落ち着きを見ている中で、今後なにを軸にASEANという枠組みを維持していくのか、APECの創出によってASEANは分裂、崩壊するのではないかという危惧が生まれたことも指摘されよう。ASEANは、APECの誕生によってASEANの立ち位置が揺らぐことを懸念していた。そもそもAPEC創出の根拠はアジア太平洋地域に事実上できあがっていた生産ネットワークにあったことから¹¹⁾、もしASEAN諸国がそのような理由でAPEC構想へ参加しないとなれば、構成上、主要な部分をすっぽりと欠いた形になってしまう。ASEAN諸国抜きでのAPECではアジア太平洋地域の経済成長のための地域協力という所期の目的を完遂することは難しく、ASEAN諸国の参加は必須であった。

ASEAN諸国の不安を軽減するため、まずは存在がもっとも懸念されていた米国と豪州によって、APECはアジア太平洋経済に関する意見交換の場にすぎないことが繰り返し説明された。さらに、そこにおいて焦点とされるAPECの将来像について踏み込むことを留保し、予定されていた経済閣僚会議もとりあえず1回限りのものとして、将来的継続性を約束するものではないことを強調し、それらを条件にASEAN諸国を含むすべての想定メンバーから参加の意を取り付けた。

この過程では、APECという新しい地域的枠組みに対するASEAN諸国の躊躇を取り除くため、根気強い説明と説得が行われ、結果的に想定メンバーすべてのコンセンサスを獲得した。さらに、アメリカなど大国が関与することや

ASEANよりも大きな枠組みが誕生することによって、ASEAN諸国の自律性やASEANの枠組みが溶解することを恐れる感情に配慮し、会議が交渉ではなく意見交換を行う場であることを強調してASEAN内の事項に干渉しないことを説明した。行動様式モデルで言えば、合意方法ではコンセンサス方式、内政への国際関与については内政不干渉原則がAPECの誕生にあたって用意されたのである。2つの行動様式を見る限りASEAN WayはAPECにも引き継がれ、ASEAN Wayこそが初期のAPECを動かした力となった。

(2) オープン・リージョナリズム

オープン・リージョナリズムという言葉は、1980年、大平正芳首相が設けていた環太平洋研究グループが提出した報告書の中で初めて使われた。同研究グループはグローバリゼーションが世界を席卷してきているという認識に立ち、排他的なリージョナリズムの設定は難しいことを指摘して「開かれた連帯」や「緩やかな連帯」を強調した²⁰⁾。また、地域協力のあり方の検討のために通商産業省内に1988年に設けられたアジア太平洋貿易開発研究会が出した報告書においては、オープン・リージョナリズムという言葉こそ使われなかったものの、「アジア太平洋協力は、同地域を閉鎖的ブロック化するものではなく、域外にも開かれたものとするのが不可欠」として地域協力における開放性の確保を重視した²¹⁾。

一方APECでは1991年11月の第3回経済閣僚会議の開幕基調演説と共同声明の中でオープン・リージョナリズムという言葉が使われて以来、APECの地域協力のあり方を示すキーワードとしてAPECではほぼ規範的な形で用いてきた²²⁾。リージョナリズムという言葉が多少なりとも「リージョン＝地域」の内と外を区別する概念であることから、APECを維持するためにはリージョナリズムの持つ閉鎖的イメージへのアジア諸国の違和感に配慮する必要があった。そこでAPECではオープンという形容詞をつけることにより、多元的にアクターが存在する状況を前提に地域協力を行うものとして、他のリージョナリズム

と一線を画してきたのである²³⁾。

オープン・リージョナリズムには、大きく分けて「非拘束性」と「開放性」の2つの要素がある。非拘束性とは、意思決定と意思表示において何者からも強制されないことや、市場原理に沿った経済の自由化を他国からの押しつけではなく自主的に実施することを意味する。従来から経済の自由化といえば、GATT/WTO体制の下では相互主義によって実現させることが一般的だった。しかしながら1994年11月のAPEC非公式首脳会議では、先進国は2010年、途上国は2020年と目標を2段階に設定して貿易自由化の実現へ合意した上で²⁴⁾、翌年11月の非公式首脳会議の際に採択された「大阪行動指針」においては「自主的自由化」、「自主的参加」を明言し、以後のAPECにおける経済自由化のスタイルを決定づけることになった²⁵⁾。

オープン・リージョナリズムに包含されているもう1つの重要な要素は、開放性である。既述のとおりAPECは12カ国構成でスタートしたが、今や21の国と地域に広がっている²⁶⁾。さらにAPECでは正式のメンバーでなくても、議題の関連性などからして議長国から招待を受ければ閣僚会議などに出席できるし、招待がなくても作業グループには原則として参加可能である²⁷⁾。APECでは正式の構成員かそうでないかの区別は行っても、域外との間にできるだけ壁を作らないよう参加の可能性を広げてきた。さらに、APECで合意した政策に関しては、域外に対しても恩恵を与えることのできる状況であれば広く均霑することも可能である。

(3) APECでの行動様式

すでに見たように、APECの発足において採用された行動様式は、合意方法に関してはコンセンサス方式、国際的関与については内政不干涉原則であったため、その2点に関するかぎりAPECはASEAN Wayを踏襲していたと言える。しかし、APECにオープン・リージョナリズムという規範が導入されたことは、ASEAN Wayに少なからず影響を与えた。オープン・リージョナリズムの2つ

の要素について、それぞれ考えてみよう。

ASEAN Wayが非拘束性という性質を帯びたことで、最終的な判断と責任は各メンバーに存在し、メンバーの自主性を尊重することは決定的となった。しかし、それは同時に国際的に合意したことであっても、メンバーに実行義務がないことを容認することも意味した。これが、各メンバーの自主性にしがった実行によって結果が出せるのか、あるいは協調行動を実現する方法として効率性が悪いのではないか、という批判を受けることにつながっていく²⁹⁾。だが一方で、拘束性を持たないとしてもメンバーすべてのコンセンサスをとおして合意されることにより、国際社会としてどのような方向性を希求し、どのように取り扱われるべきかが明確になるなど大枠の判断が示され、コンセンサスによる合意点が国際的正統性を持つようになることも否めない³⁰⁾。国際的正統性を持つことになった合意事項をいつまでも実行に移さなければいずれ他のメンバーから見抜かれ、居心地の悪さを感じてしまうために協調せざるを得ず、ここに言わば「仲間の圧力」(peer pressure)がはたらく余地も考えられよう。また、ASEAN Wayが非拘束性を持つことで、「ただ乗り」(free-riding)の問題を助長するとの批判もあるが、APECのメンバー間に見られる経済的、社会的格差を認識すれば、APECの行動様式は現実的で正当性のあるものだと考えることもできる。

他方、ASEAN Wayが開放性の性格をはらんだことについても考えてみよう。まずAPECの意思決定に際して、開放性という点から正規のメンバーだけではなく影響を受ける域内外の利害関係者の合意をも取り付けることを重視するとすれば、いっそう意思統一に時間を要することになる。加えて、開放性を抱え込むことによって内政不干涉原則を堅持することが難しくなることも考えられよう。たとえば、2002年10月に開かれたAPEC非公式首脳会議では北朝鮮に関するAPEC首脳声明が出された。これは核開発放棄に関するコミットメントを目に見える形で守るよう求めたものだが、これまでの内政不干涉の原則から外れているのは明らかだ³⁰⁾。オープン・リージョナリズムの持つ開放性によっ

て域外諸国も域内メンバーと同様に取り扱いを受けるというのであれば、域外諸国に対しても内政不干渉原則をとおすのが筋である。こうしてASEAN Wayは開放性の性質を帯びることで困難と矛盾を抱えた。しかしながら、一方で明るい面があることも指摘しておかなければならない。それはオープン・リージョナリズムの開放性によって、ASEAN Wayという仲間内での信頼に基づく行動様式を域外に輸出することになったことである。対話の場であるとされるAPECは、単に漫然としたおしゃべりの場というわけではなく、それぞれの主張が明確化され、コンセンサスによる合意と内政不干渉原則による行動様式を共有することで信頼を醸成させてきた³⁰⁾。このような信頼醸成を伴うASEAN Wayはオープン・リージョナリズムの開放性の性質をとおして域外へも輸出される可能性は十分あると考えられる³¹⁾。

このようにAPECでもASEAN Wayが踏襲され、それがAPECの揺籃期を確実なものにしたが、同時にオープン・リージョナリズムを抱え込んだことで、ASEAN Wayの強みが増す一方、矛盾と弱点も併せ持つことになった。

それではFTAAPの可能性は、アジア太平洋地域の行動様式からどのように説明できるのか。まずはFTAAPの可能性を図るための材料として、経済自由化に関する過去の同様の試みを見ていくことにしよう。具体的には1993年6月、クリントン米国大統領が発表した新太平洋共同体構想をとりあげ、そこでの行動様式について考える。

5 新太平洋共同体構想の失敗

(1) 新太平洋共同体構想の背景

新太平洋共同体構想が提示された理由には、次の2つがあるとされている。

1つめは、安全保障の構造変化である。すでに冷戦が終結して、アジア太平洋地域も米ソ対立の呪縛から解放されてはいたが、域内の不安定要素は必ずしも解消されたわけではなかった。たとえば域内には憲法上民主主義体制と唱っ

ている国であっても、実際的な民主化が進んでいるとはかぎらず、人権や価値観は国によって違いが大きいのが実情だったし、1986年のフィリピン・マルコス退放や1991年のタイでのクーデターのように、独裁体制や政治指導部の失策によっていまだ国内的に不安定な政治体制と社会的な動揺を危惧せざるをえないケースも存在しつづけていた。加えて、北朝鮮の核保有疑惑と核査察問題、南北朝鮮問題、台湾独立問題、スプラトリー諸島領有権問題のほか、東ティモールやアチェ、ミンダナオなどで数々の地域紛争要因が山積していた。

もう1つは、経済構造の変化である。当初1990年末の合意妥結を目標として交渉が進められていたGATTウルグアイラウンドは、すでに何度もその目標期限を延期し、1992年末にはウルグアイラウンドが頓挫する可能性すらさやかかれていた。そのようななか、世界中で地域的な経済連携の試みが活発になってきていた。欧州では1992年にマーストリヒト条約が締結され、域内市場から外交・安全保障や司法・内務協力におよぶ幅広い分野での政策を共通化する共同体が完成しようとしていた。一方、1990年には北米自由貿易協定の構想が発表され、ただちに関係国である米国、カナダ、メキシコの間で交渉が開始された。アジアでも1990年のASEAN経済閣僚会議でインドネシアが共通実行特惠関税を、マレーシアが東アジア経済グループを、シンガポールが成長の三角地帯構想を提案し、1991年にはタイが提案したASEAN自由貿易地域が合意されて地域の紐帯が強まりをみせはじめる。ウルグアイラウンドの芳しくない展開と相まって世界経済はブロック化の方向へ動きつつあった。

またアジア太平洋地域では、特に西太平洋側の多くの国が域内外からの直接投資を受けて域内での経済還流の割合を高め、同時に経済成長を記録した。米国の対外取引について対太平洋側諸国と対大西洋側諸国との割合を比べると1985年以降、太平洋側との取引の割合が上回り、米国経済にとってアジアは貿易、投資、技術移転の面で競争相手であり、またパートナーとなっていた。

(2) 新太平洋共同体構想の要点

新太平洋共同体構想は3つの柱からなっていた。1つは、軍事的安全保障である。同構想はまず米国を、アジア太平洋地域に広がる安全保障同盟のハブと位置づけ、米国が引き続き同地域全体に同盟と軍事的プレゼンスを維持し関わり続けていくこと、そしてそれをとおしてアジア太平洋地域の安定性を確保し、地域統合を促進させるとした。同構想では軍事的安全保障の優先課題として、①域内での軍事的責任の継続、②大量破壊兵器拡散防止の努力強化、③共通の課題に対する地域対話の形成、④民主化支援と風通しのよい社会の実現を挙げている。

2つめは、経済的安全保障である。半世紀にわたる日米経済関係の実績と、より開かれた地域経済、グローバル経済の実現が新太平洋共同体に活力をもたらすとする。特定の市場を保護することをやめ、できるかぎり貿易障壁を除去してこそアジア太平洋地域、ひいては世界の繁栄が実現できるのであり、貿易の拡大と開放的な経済体制によって人々はより豊かになったり能力を向上できたりするという。

3つめは、民主主義的安全保障である。クリントン大統領のスピーチによると、「経済成長は閉鎖的な社会あるいは退廃的な社会ですら実現できる」が、情報化時代にそのような社会構造のまま経済成長を維持しつづけることはできない。「繁栄を享受する人々は、より多くの自由を切望する」というスタンスに沿って、同構想では民主化の広がりを確実にすることを3つめの課題とし、それによって域内の平和、繁栄、安定を保証しようとするのが想定された³⁹⁾。

このような3つの柱からなる新太平洋共同体構想において、基本的にはアジア太平洋地域の経済障壁を除去、削減して自由貿易地域を創出し、同地域の多国間安全保障体制と抱き合わせて構築することが企図された。そして、その方法としては多国間主義をとって財政的には域内での責任分担を積極的に進めていくことを主張しながらも、アメリカが引き続き同地域のリーダーとして君臨しつづけることを示唆していた。また、経済面だけではなく、軍事や民主主義

といった論争的な分野が加わることで政治的性格を備えた「共同体」が想定された。米国の構想によると、APECは新太平洋共同体を構築する上での布石であり³⁴⁾、まずはその一歩として非公式首脳会議をAPECに設置することを提案したのである。

(3) 新太平洋共同体構想の展開

ASEAN諸国は、シンガポールとタイが当初からクリントンの提案を評価して非公式首脳会議へ出席する意思表示を行ったが、「新太平洋共同体」構想と非公式首脳会議に対するASEAN諸国の反応は総じて思わしくなかった。特に、マレーシアはインドネシアとともにAPEC誕生当初からAPECに対して懐疑的であり、米国に牛耳られることを懸念して米国政府による提案に乗る様子は全くなかった³⁵⁾。マレーシアがAPECから脱退する可能性すら噂される中、米国や日本はASEAN諸国に対し一連の提案によってAPECがフォーマルな通商同盟に向かうわけではないという説得が続けられた³⁶⁾。結果、ASEAN側は「新太平洋共同体」構想を留保し、既存の領域上の単位を尊重した緩やかな協議体にとどめることを確認してマレーシアの抵抗を認識しつつも首脳会議開催を一応了承した。一方、米国等、「新太平洋共同体」構想に積極的なメンバーも首脳会議の性格をGATTの原則に沿った経済協力に関する情報交換とそれぞれの意思表示を行うサロンのものと譲歩したことにより当初の提案どおりのものを押し通すことはできなくなりましたが、首脳会議開催に関するおおよその賛同は確保された。しかしながら、マレーシアは首脳会議への参加を拒否した。

一方、APECの共同体化についてはAPEC賢人会議においても政府レベルでの議論と並行して検討されていた。1993年11月のAPEC経済閣僚会議に提出された賢人会議による報告書の中で、APECの将来的ビジョンとして「共同体化」が盛り込まれたが、経済閣僚会議などで時期尚早などという意見が出されてメンバーの合意を得られず差し戻しとなった。また、APEC内で自由貿易圏を立ち上げる提案も行われたが、これについても先進経済と途上経済が混在す

る状況を十分に反映しているわけではなく、具体性に欠けるとして、とりあえず次回以降の検討課題として見送られた。

新太平洋共同体構想が提案、議論される過程を見ると、国際関係上の行動様式は明らかに変化している。そもそもAPECでは、合意方法に関してはコンセンサス方式が、内政への国際的関与に関しては内政不干渉原則が採用され、もちろんAPECにおいてはオープン・リージョナリズムの影響を受けて、その行動様式の限界を明らかにしたが、同時に現実的で有用性があることは確かになった。

しかし、首脳会議や自由貿易圏の立ち上げを含む、政治的性格を帯びた新太平洋共同体構想が提議されるなかで、それらの行動様式は一転する。合意においては結局、最後までマレーシアの賛同を得られずコンセンサスに到達しない形での幕引きとなったが、そこでみられた全員の合意を前提としない意思決定スタイルこそが、新太平洋共同体構想についてASEAN諸国を逡巡させ、同構想実現にブレーキをかけた可能性は否めない。また内政への国際的関与については、新太平洋共同体構想自体が軍事や民主主義等という高度に政治性のある分野を含んだことで、内政介入の可能性を示唆した。しかも同構想が、多国間主義を基盤としながらもアメリカの相応のリーダーシップを想定したものだということから、内政介入の度合いが高い形になることは容易に想像された。アジア諸国はASEAN諸国を中心に、既存の政治主体自らの判断を蔑ろにされ超国家政府的な機構になることを恐れてAPECの共同体化に異議を唱えた。結局、新太平洋共同体構想は実を結ぶことなく終わり、首脳会議のみが実現しただけだったが、それもマレーシアが欠席したことでAPECの求心力低下を域内外に印象づけることになった。

6 FTAAP 構想とその行方

(1) FTAAP 構想の背景

新太平洋共同体構想から約10年の歳月を経て、FTAAP構想が持ちあがった。FTAAP構想は2004年APEC非公式首脳会議での提案を経て、2006年APEC非公式首脳会議で本格的に検討を開始するように指示されてきたものだが、なぜこの時期にAPEC地域での自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)が唱道されるようになったのか。その背景には次の3つが考えられる。

まず、1つは、ボゴール宣言の合意内容がいつこうに進んでいないという認識がある。1994年、インドネシアで行われたAPEC非公式首脳会議において、先進経済メンバーは2010年まで、途上経済メンバーは2020年までに域内の貿易と投資の自由化、円滑化を実現するという合意(=ボゴール宣言)が打ち出され、同宣言がAPECの1つの目標として位置づけられてきた³⁷⁾。そして同宣言に基づいて、1995年大阪でのAPEC非公式首脳会議で協調行動のための具体的ガイドラインと共同行動(=大阪行動指針)を規定し³⁸⁾、各メンバーはそれに従って個別行動計画を作成、1996年フィリピンでのAPEC非公式首脳会議に持ち寄った³⁹⁾。しかし1997年1月から実施にうつされた個別行動計画の中には、経済の自由化というには効果の小さな政策であったり、実行が遅々として進まなかったりするものがあるため、ボゴール合意が目標どおり完遂するのかわりにここ数年来APEC内で危惧されてきている。また、1995年の大阪行動指針を受けて早期に自由化を実施すべき15分野が早期自主的分野別自由化として特定されたが、結局メンバーのコンセンサスがとれず失敗に終わっている。それゆえ、経済技術協力とならんでAPECの車の両輪と位置づけられる経済の自由化、円滑化は、経済技術協力に比べ実効性に乏しいと批判されてきた。ボゴール宣言の目標期限が差し迫る中、今後のAPECのアイデンティティをどこに置くかという問題も相まって実質的な経済自由化の方途に関する関心も小さくない。

2つめに、WTOドーハラウンドの難航がある。2001年11月のWTO閣僚会議で、新たな自由化貿易交渉を行うために立ち上げが決定されたWTOドーハラウンドは、農業問題やアンチダンピングなど従来のラウンドから交渉の対象になっていた分野に加えて、投資や環境、途上国の開発問題といった新たな時代のニーズに対応した幅広いアジェンダを取り扱う包括的なものになった。当初は2004年12月を交渉期限としていたが、2004年7月の枠組み合意で2005年12月にWTO閣僚会議を香港で開催することを決定し、香港で行われた同会議で2006年中の最終合意をめざすことで合意された。しかし2006年7月に年内の合意をめざして開催されたG6非公式閣僚会議では、農業市場アクセス、農業補助金、非農産品市場アクセスに関する膠着状態を解決できず、交渉中断となった⁴⁰。特に、農業市場アクセスでは関税削減に積極的な米国と、現実的で柔軟な対応を求めるEU、日本、インドの間の対立があり、また農業補助金の削減をめぐる米国とそれ以外の国々との間の確執は大きく、打開の可能性をなかなか見出すことはできなかった。さらに米国、EU、BRICsなど途上国の三者は三つどもえの様相を呈し、ドーハラウンドの交渉凍結に陥ったことでドーハラウンドが頓挫してしまうのではないのかという危惧が拡大することになった。結果、交渉が難航する中でどのような対抗カードを戦略的に使っていくか、またドーハラウンドが頓挫したときのための保険として、どのような国際経済システムを別立てで確立しておくのかということまで含めた検討が各国で進められるようになったとしても不思議ではない。

3つめに地域連携の活発化があげられる。近年、アジア太平洋地域に限らず世界中でFTAを含む経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）が数多く検討、締結されてきた⁴¹。構成国間の実質上のすべての貿易について関税などを廃止することと、域外国に対する関税などを引き上げないことという、GATT原則の例外として1958年に欧州経済共同体が第一号として通報されて以来、2006年12月までに通報されたケースは既に292件にのぼる。また、二国間経済連携はもとより、通商協定全般に消極的だったアジア太平洋地域で

すら、1990年代後半以降、FTAやEPAの実施に向けて種々の取り組みがなされてきた⁴²⁾。もちろん、ASEAN諸国も例外ではなく、むしろシンガポールやフィリピンなどに見られるように、個別の経済協定を戦略的に積極的に使ってこうという姿勢すら見られる。

さらにアジア太平洋での地域連携の動きは多国間の枠組みにも波及した。とりわけ、金大中・韓国大統領がイニシアティブをとって発足させた東アジアビジョングループによって2001年11月のASEAN+3首脳会議に提出された報告の中で、中長期措置として提案された東アジアサミットが2005年12月に早くも実現したことは注目に値する。初めての東アジアサミットが開催されるまでの過程で、参加国の構成やASEAN+3との関係、東アジアサミットの位置づけ等をめぐって各国の思惑は複雑に衝突し、当初は開催まで時間を要すると思われていた。しかし、マレーシアによる第1回議長国の申し出やASEANでの承認、参加国に関する合意を経て、2004年11月のASEAN+3首脳会議で、東アジアサミットを2005年12月に開催することが合意された。地域経済連携については二国間であろうが多国間であろうが、これまで抵抗の大きかった東アジアにおいて、近年数々の地域的枠組みの試みが出てきていることの意味は小さくなく、東アジアサミットに加わることでできなかった国、たとえば米国へも少なからずインパクトを与えたとも考えられる⁴³⁾。

(2) FTAAP構想の経緯

FTAAP構想は、2004年5月に台北で開かれたAPECビジネス諮問委員会(ABAC: APEC Business Advisory Council) 会合において提案された⁴⁴⁾。これを受けて、難航しているWTOでの自由化交渉への代替策としてFTAAPの検討にはいることが同会合で合意され⁴⁵⁾、その後8月のオークランドABAC会合で、11月のAPEC非公式首脳会議の際にFTAAP構想を提案することとなった。同年10月、APEC非公式首脳会議の準備のために開かれたAPEC高級実務者会合ではFTAAPに関する予備的議論が交わされたが、賛否様々な意見が表明され

たことから議長が将来的な進め方について調整を図っていくこととなり、APEC の場においてFTAAP構想は最初から諸手を挙げて賛成というわけではなかった⁴⁶⁾。実際に11月のAPEC非公式首脳会議ではABACによるFTAAPの提案について好意的に受け取られたが、なお慎重に取り扱うべきとの発言が出たことから首脳宣言ではABACがFTAAP案を提出したことだけを明記しただけにとどまっている⁴⁷⁾。ABACは引き続き2005年のAPEC年次定例会議でも提案を検討するよう申し入れたが、具体的にAPECにおいてFTAAPに関する議論が俎上に載せられたのは2006年の後半になってからだった。

2006年7月にWTOドーハラウンドが交渉中断の事態に陥ったことにより、8月のABAC会合ではドーハラウンド再開を求めるとともに、交渉中断によるAPECへの影響を懸念する声が高まった⁴⁸⁾。11月のAPEC経済閣僚会議では米国、チリ、シンガポール、ニュージーランドがFTAAPに賛成を表明する一方、中国や東南アジア諸国からは「時期尚早」、「WTO妥結の上で障害となる可能性」といった指摘がされ、とりあえずFTAAPの実現へ向けた研究を政府レベルで開始することで合意した⁴⁹⁾。また、経済閣僚会議の日程に続いて行われた非公式首脳会議では、アジア太平洋地域にFTAが乱立している状況についてビジネス界が懸念していることを理解しつつも、現段階でFTAAPを実現させるために協議を行っていくことは難しいことを示唆した。そこで首脳らはFTAAPを長期的展望として位置づけた上で、地域統合を促進する方法や手段についての研究を実施し2007年のAPEC非公式首脳会議で報告することを求めた⁵⁰⁾。

(3) FTAAP構想の要素

現在アジア太平洋地域では、交渉中のものを含め、約40にのぼる経済連携協定が動きはじめている。しかし、経済の自由化、円滑化に関する措置が協定ごとに異なることで、問題の複雑化やコスト高、運営上の課題を指摘する声は大きく、WTO交渉の難航などと相まってFTAAPの導入を勢いづけてきた⁵¹⁾。

さらに、二国間経済連携協定によって特定国の一部の製品の関税だけが引き下げられなかったり、経済効率性に基づく最適な生産ネットワークが採用できなくなったりする、いわゆる「スパゲティ・ボール現象」への危惧もある。実際のところ、2006年秋以降、FTAAP構想の急先鋒となっている米国をはじめ、APECメンバーである豪州、ニュージーランドなどが、二国間レベルでの経済連携協定の増殖がアジア太平洋地域での経済的非効率化と域内分裂、差別化を促進することについて主張してきた⁵²⁾。結果として現段階でのFTAAPは、そのような現状への対処としての方策を含むとされており、貿易・投資の自由化、円滑化、知的所有権などについて統一的な原則を定め、地域として一元化させ各国の通商政策に繁栄させる試みとして検討されてきている。

ただ、そこでは参加メンバーに関する合意はなく、すべてのAPECメンバーが最初から参加するのか、あるいは当座、参加の意思のあるメンバーだけで構成されるのかということすら決まっていない。さらに、たとえ原加盟国は参加意思のある国のみによって構成されるとしても、それでアジア太平洋地域内の分裂やスパゲティ・ボール現象が解消されるというわけではないので残りのAPECメンバーへの効果の分配や事後的参加の方法に関する問題は残されることになる。FTAAPをスパゲティ・ボール現象への対策として位置づけるならば、すべてのAPECメンバーをFTAAPに参加させることが先決だが、現段階ではどのような形で全APECメンバーをFTAAPに参入させていくのかに関する具体策は提示されていない。参加は自主的意思に基づくことだけが合意されているにすぎないので、FTAAPが成立したところでスパゲティ・ボール現象を除去することになるのかについては疑問が残る。すなわち、APECに参加するメンバーすべてがFTAAPの参加に同意し、FTAAPそのものに関するコンセンサスが成立しなければ、スパゲティ・ボール現象の解消にもつながらないのである。

またすべてのAPECメンバーがFTAAPに参加するとしても、例えば自由化の対象項目に関して包括的合意か断片的合意かという点では未整理であり意見

が対立する恐れがある。これまでの議論を見ると、包括的合意に積極的な米国や豪州に対して断片的合意を行いたい日本などアジア諸国という構図が散見されるため、アジア太平洋地域の分裂を回避するはずのFTAAPによって、逆に太平洋上に分断線を引かれてしまう可能性も否めない。さらに、FTAAP自体、ある程度の内政への介入が想定されるものなので、合意事項の着手をめぐる争いが生じることも考えられる。

7 おわりに

(1) 新太平洋共同体構想からFTAAPへ

本稿では、FTAAP構想の可能性を考察するために、国際空間における行動様式について合意と実行の2つの局面からアジア太平洋地域の多国間協力のパターンを概観した。ASEANで、国家間の深刻な対立を回避するための方策として採用されたASEAN Way (=コンセンサスによる合意と内政不干渉原則)はAPECに引き継がれた。APECではオープン・リージョナリズムが導入されたことから、それとの関係でAPECの中でのASEAN Wayは若干の矛盾を抱え込むことになったが、オープン・リージョナリズムによってASEANから引き継がれた行動様式を大きく変化させるまでには至らなかった。しかしながら、アジア太平洋地域で育まれてきた行動様式は1993年に提唱された新太平洋共同体構想によって変容の兆しを迎えた。まず新太平洋共同体構想の布石として設定された非公式首脳会議を実現させようとする段階では、コンセンサスではない、部分的な合意ですませたことにより、域内の分断線を顕在させた。また、新太平洋共同体構想の内容は、内政に国際社会が介入することを必然とするものであり、国家主権のこだわりの大きさから新太平洋共同体構想は時期尚早であり現実とは乖離するものとして立ち消えになった。

FTAAPについて2007年7月のAPEC貿易相会議では、さらに検討を進めていくことに言及した議長声明が採択された⁵⁰⁾。しかし新太平洋共同体構想と同

様、暗黙の行動規範を抱え込んできたAPECの域内構造の中では、メンバーシップの差別化の可能性をはらみ、また、コンセンサスによる合意や内政不干渉を前提としないFTAAPの実現はまだまだ難しいと言えよう。

(2) FTAAP への示唆

すでに述べたように、FTAAPのメンバーシップについて詳細は決まっていない。新太平洋共同体構想と同様、FTAAPにおいてもAPECすべてのメンバーが参加すると仮定すれば、自由化の内容から運営の形に至るまで深刻な対峙の可能性はある。新太平洋共同体構想が持ち上がった際、最後まで抵抗を示したマレーシアが非公式首脳会議を欠席するというカードをきったことにより、コンセンサス方式でいくというAPECでの了解は反故にされた。APEC内には反目の状況が生まれたが、APECが分解することはなかった。APECは、共同体化することについて留保しつつも、アジア太平洋の貿易自由化、円滑化、技術協力をその柱とし、非公式首脳会議だけを定例化させるという、形式よりも実を採る形に収めたことで、メンバーを脱落させることを防いだ。さらに重要なのは、域内分裂の危機から回復する過程には、やはりコンセンサスによる合意が介在していたことだ。1994年の非公式首脳会議で域内自由化の目標期限設定に最も抵抗感を示したマレーシアがAPECの制度化に反対するという留保をつけつつも、すべてのメンバーのコンセンサスが獲得されたことで、2020年の域内自由化を盛り込んだボゴール宣言が採択された⁵⁴⁾。アジア太平洋地域で抜き差しならない齟齬や決定的な対立が生じることを避けるために、FTAAPにおいても継続性を重視するならばコンセンサスによる合意が必要不可欠なのである。

しかし、コンセンサスによる合意方法を採用すれば、時間がかかりすぎたり玉虫色の合意に終わったりする可能性は否めず、当初想定していたFTAAPがいつになったら実現できるのかはまったく読むことはできない。またAPECに限ったことではないが、コンセンサスのための交渉と協議の過程では少数派の

意見が強く押し出されることもある。FTAAP 構想に米国など一部の国が積極的な状況を勧告すれば、メンバーすべてのコンセンサスを獲得するために FTAAP 推進派が全体の合意点を左右することも考えられ、一部の国の反感を内在させる可能性もあろう。

また、新太平洋共同体構想が内政介入の方向性を打ち出したことにより、それまでのアジア太平洋地域での国際的関与のスタイルから外れたことも一考する必要がある。ASEAN から APEC へ受け継がれた内政不干涉の原則は、それらの多国間協力連携が主権国家の間での協力を旨とする政府間主義を厳密に採用していることの表れでもあった。それに対し新太平洋共同体構想は、国家主権を乗り越える意味を潜在させていた。たしかに FTAAP は新太平洋共同体構想とは違い、安全保障や民主主義といった一瞥して政治的論争性が高いと思われる分野を含んでいるわけではない。が、経済の自由化に関する効果と効率性を追求した結果として、国家の既存の統治範囲が国際的関与によって浸食される点では FTAAP も同様である。FTAAP もまた FTA なのであるから内政不干涉原則から乖離することになり、決定された事項に関して少なからず国際社会から内政に介入される余地はある。その際、内政介入の形としてメンバーに対する拘束力が強い形、すなわちメンバーの選択の余地が小さくなるような国際的関与を志向すれば、新太平洋共同体構想の例から判然とするように立ち消えになるおそれがある。

このように APEC の中で実現に向けた気運が高まってきている FTAAP 構想は、必ずしも一筋縄でいくようなものではなく、アジア太平洋の地域的枠組みや国家間関係を揺るがす可能性すらある。FTAAP 構想を現実的なものにしようとするならば、むしろコンセンサスでない合意方法の導入に向けて可能な選択肢や、また内政不干涉原則から離れて内政介入へと向かうことを不可避とする場合の条件について配慮する必要があるだろう。

- 1) APECに参加するのは国だけではなく、台湾や香港といった「地域」も参加することから、加盟国ではなくエコノミーメンバーといった言い方がされる。
- 2) *Joint Statement, 13th APEC Ministerial Meeting, Hanoi: Vietnam, November 15-16, 2006, Hanoi Declaration, 14th APEC Economic Leaders' Meeting, Hanoi: Vietnam, November 18-19, 2006.* 外務省「ハノイ関係会議(概要と評価)」2006年11月16日, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2006/18_gh.htmlを参照。
- 3) アジア太平洋地域のリージョナリズムをみると、たしかに国家間関係は以前より結びつきを強めているが、内部構造の組織化は限定的で超国家的枠組みへ移行する動きはなく、政府間主義により機能性を追求するという点で変化はみられない。アジア太平洋地域のアクター間関係の変化については、既にご記載でまとめている。椎島洋美「アジア太平洋地域の『新しい』リージョナリズム」出水薫ほか編『先進社会の政治学—デモクラシーとガバナンスの地平—』法律文化社、2006年所収、216-245頁。
- 4) Leon N. Lindberg, "Political Integration as a Multidimensional Phenomenon Requiring Multivariate Measurements", *International Organization* (24.4), 1970, pp.649-731参照。
- 5) 介入の度合いについては、ナイが経済介入、軍事介入を含めて説明をしている。Joseph S. Nye, Jr., *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History* (5th Edition), Pearson Education, 2005, pp.155-161.
- 6) ASEANにおける政治協力が定着した原因と過程については、山影進「ASEAN—シンボルからシステムへ—」東京大学出版会、1997年、第4章を参照。
- 7) 大西健夫「東南アジアにおける地域協力」青木健・大西健夫編『ASEAN—躍動の経済—』早稲田大学出版部、1995年所収、13-17頁。
- 8) *Joint Communique, The 2nd ASEAN Heads of Government Meeting, Kuala Lumpur, 4-5 August, 1977.*
- 9) たとえば、高奎健「ASEANの域外大国関係—地域秩序へのイニシアティブと限界」山影進編『転換期のASEAN—新たな課題への挑戦』日本国際問題研究所、2001年所収、143-176頁は、ASEANをめぐる国際関係が多角化、重層化する中でASEANが自律的に国際的イニシアティブをとっていこうとする様相を示している。
- 10) Amitav Acharya, *Constructing a Security Community in Southeast Asia: ASEAN and the Problem of Regional Order*, Routledge, 2001, p.63-72.
- 11) *Ibid.*, p.75.
- 12) ASEANにおけるコンセンサスによる意思決定方法の起源は、インドネシアの農村で用いられたムシャワラ(musyawahar=話し合い)およびムファカット(mufakat, 全員一致)にあるとされる。
- 13) 近代国家が成立して以降、国際的に共有されている原則として認識されてきた内政不干渉の原則は、すでに時代に合わないものとしてしばしば批判されるが、アナキーな国際社会での世界秩序維持との関係で、その有用性と限界について議論されるべきことは周知のとおりである。Cf. Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd Edition, N.Y.: Palgrave, 2002.

アジア太平洋地域の行動様式からみるFTAAPの可能性

- 14) *The ASEAN Declaration*, Bangkok: Thailand, August 1967.
- 15) *Zone of Peace, Freedom and Neutrality Declaration*, Malaysia, November 1971.
- 16) *Declaration of ASEAN Concord*, Bali: Indonesia, February 1976.
- 17) *Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia*, Indonesia, February 1976.
- 18) APECのオリジナル・メンバーは、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ブルネイのASEAN諸国（当時）と、日本、韓国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド。
- 19) 1980年代末、日豪両政府はそれぞれにアジア太平洋地域への経済戦略に関する報告書をまとめ、アジア太平洋地域内の生産ネットワークが構築され、域内貿易が高まっていることを指摘した。Ross Garnaut, *Australia and the Northeast Asian Ascendancy: Report to the Prime Minister and Minister for Foreign Affairs and Trade*, Canberra: AGPS, 1989, 「アジア太平洋貿易開発研究会 中間とりまとめ」通商産業省通商政策局国際経済部, 1988年。
- 20) 江口雄次郎「開かれた地域主義へ向けての日本の選択—北米とアジアの連結戦略—」『世界経済評論』第37巻第6号, 1993年所収, 39頁。
- 21) 通産省内に設けられたアジア太平洋貿易開発研究会の成果は、1988年6月に「中間とりまとめ」（通称、サカモトレポート）として正式に報告された。「アジア太平洋貿易開発研究会 中間とりまとめ」前掲書, 27頁を参照。
- 22) 『朝日新聞』1991年11月13日（朝刊）, *Joint Statement*, 3rd APEC Ministerial Meeting, Seoul: Korea, 14 November, 1991.
- 23) オープン・リージョンナリズムの意義について詳しくは、Ross Garnaut, *Open Regionalism and Trade Liberalization: An Asia-Pacific Contribution to the World Trade System*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1996を参照。
- 24) 6th APEC Ministerial Meeting, Jakarta: Indonesia, November 1994.
- 25) *APEC Economic Leaders' Declaration for Action*, APEC Economic Leaders' Meeting, Osaka: Japan, 19 November 1995.
- 26) APECでは1997年にペルー、ロシア、ベトナムの参加を承認して以来、新規参加を10年間凍結し2007年までは21の国と地域に固定化している。
- 27) *APEC Ministerial Statement on Membership*, Vancouver: Canada, November 1997, *Revised Consolidated Guidelines on Non-Member Participation in APEC Activities*, Busan: Korea, November 2005.
- 28) たとえば、John Ravenhill, "APEC adrift", *The Pacific Review* (13.2), 2000, pp. 319-333を参照。
- 29) 最上敏樹『国際機構論 第2版』東京大学出版会, 2006年, 270-271頁。
- 30) *APEC Economic Leaders' Statement on North Korea*, APEC Leaders' Meeting, Los Cabos: Mexico, October 27, 2002.
- 31) だからこそAPECでは過去にメンバー間の衝突があってもメンバー脱退や崩壊の危機へ至ることはなかった。また1999年、東ティモールの独立に関する住民投票を行った際におきた動乱を鎮静化させるために国際部隊を派遣するにあたって、APECはインドネシアの合意を待ち、最後までコンセンサスと内政不干涉原則で対応した。結果的に、そのようなASEAN

- Wayから来る信頼がインドネシア政府に国際部隊の受け入れを促すことになった。『朝日新聞』1999年9月19日(朝刊)。
- 32) 同様にASEANで醸成された規範と行動様式がARF(ASEAN Regional Forum), さらにはより広い地域に伝播してきていることについて指摘したものととして以下を参照。Hiro Katsumata, "Establishment of the ASEAN Regional Forum: constructing a 'talking shop' or 'norm brewery'?", *The Pacific Review* (19.2), 2006, pp.181-198.
 - 33) 新太平洋共同体構想の3つの柱に関しては, 以下, 2つのスピーチを参照。Remarks by the President to Students and Faculty of Waseda University, The White House: Office of the Press Secretary, 7 July, 1993, Remarks by the President in Address to the National Assembly of the Republic of Korea, The White House: Office of the Press Secretary, 10 July, 1993.
 - 34) *Strait Times* 1993.7.23
 - 35) *Strait Times* 1993.7.12
 - 36) 日本, 韓国, ニュージーランド, オーストラリア, カナダはクリントンの提案に賛意を示しており, 特に日本は当初から一連の構想に対して積極的だったとされる。日本の外務省高官は, ASEAN諸国を行脚してAPECで首脳会議を行うことはアジア太平洋地域を分裂させるのではなく, APECをさらに強化することにつながるとして説得を続けたとされる。*Strait Times* 1993.7.17
 - 37) *APEC Economic Leaders' Declaration of Common Resolve*, Bogor: Indonesia, 15 November 1994.
 - 38) *Osaka Action Agenda: Implementation of the Bogor Declaration*, APEC Economic Leaders' Meeting, Osaka: Japan, 19 November 1995.
 - 39) *Manila Action Plan for APEC*, APEC Economic Leaders' Meeting, Manila: Philippines, 25 November, 1996.
 - 40) WTOでのG6非公式関係会議は, アメリカ, EU, 日本, オーストラリア, ブラジル, インドの経済相によって構成される。
 - 41) アジア太平洋地域における近年の二国間地域連携については, たとえば, P.J. Lloyd, *New Regionalism and New Bilateralism in the Asia Pacific*, ISEAS Working Paper Visiting Researcher Series, No. 3, Singapore: Institute of South East Asia Studies, 2002, Naoko Munakata, *Transforming East Asia: The Evolution of Regional Economic Integration*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2006.
 - 42) ロイドは, 1997年以降のアジア太平洋地域の動きについて注目を促した上で, 以下4つの特徴をあげて, 「新しいリージョナリズム」と表現した。①自由貿易地域や関税同盟にこれまで参加したことがない国を含んでいる, ②複数の地域貿易協定に関与する国がある, ③韓国とチリなど, 地理的近接性を持たない国家間で合意がなされることがある。④新しい取り決めの多くは二国間である。Lloyd, *op. cit.*
 - 43) 2006年になって本格的にFTAAP構想が始動した背景に, 米国の疎外感と東アジア地域連携への対策があったことを指摘したものととして, 以下を参照。菅原淳一「突如浮上したアジア太平洋FTA (FTAAP) 構想 一進展する東アジア経済統合への米国の関与一」みずほ政策インサイト, みずほ総合研究所, 2006年。

アジア太平洋地域の行動様式からみるFTAAPの可能性

- 44) APEC事務局によると、FTAAPの提案は2004年のABAC委員であったPierre Lortie(カナダ代表)によるものだった。2007年3月16日、APEC事務局でのインタビュー。
- 45) "APEC Members Examine Impact of FTA of Asia-Pacific", *Borneo Bulletin*, 18 May 2004
- 46) 2004年第3回APEC高級実務者会合(概要)に関しては、日本外務省HPを参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/som03_gai.html
- 47) *Hanoi Declaration*, 14th APEC Economic Leaders' Meeting, Hanoi: Vietnam, 18-19 November 2006.
- 48) *Business Leaders Call Failure of Doha Talks of Deep Concern*, 15 August, 2006. 但し、この時点において米国の姿勢は消極的だったとされる。
- 49) *18th APEC Ministerial Meeting*, Hanoi: Vietnam, 15-16 November, 2006, 「朝日新聞」2006年11月16日(朝刊)。
- 50) *Hanoi Declaration*, 14th APEC Economic Leaders' Meeting, Hanoi: Vietnam, 18-19 November 2006.
- 51) Ross Garnaut, *The Politics of Trade Liberalization*, Annual Conference of APEC Centres, Melbourne: Australia, 18-20 April 2007.
- 52) 米国は2006年夏までFTAAP構想に消極的だったと言われるが、2006年11月のAPEC非公式首脳会議を前にブッシュ米大統領自らがFTAAPを「真剣に考慮するに値する」と述べ、またライス米国務長官は、アジア太平洋地域の二国間地域連携協定の乱立に対し「統合、合理化された通商ネットワークを設定すべきだ」と指摘するまでになった。ブッシュ大統領のFTAAPのスタンスに関しては、"President Bush Visits National University of Singapore", 16 November, 2006, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/11/20061116-1.html>, またライスの発言については、"APEC to Consider the Feasibility of a Free Trade Area in the Asia Pacific", *APEC E-Newsletter*, vol.11, January 2007を参照。米国がFTAAPに積極的になることへの批判的議論に関しては、Vinod K. Aggarwal, "The Political Economy of a Free Trade Area of the Asia Pacific: A U.S. Perspective", presented at the JAIR 50th Anniversary and Conference, 14 October, 2006を参照。その他、豪州とニュージーランドの見方としては、たとえばRobert Scollay, *Preliminary Assessment of the Proposal for a Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP): An Issues Paper for the APEC Business Advisory Council (ABAC)*, PECC Background Paper, 2004, C. Fred Bergsten, *Making an FTA Work*, Annual Conference of APEC Centres, Melbourne: Australia, 18-20 April 2007を見るとよい。
- 53) *13th Meeting of APEC Ministers Responsible for Trade: Joint Ministerial Statement*, Cairns: Australia, 6 July, 2007.
- 54) 「読売新聞」1994年11月16日(朝刊)。